兵庫県公報

平成30年6月21日 木曜日 号 外

発 行 人 県 兵 庫 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、

その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(住宅管理課) …………

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第41号)

1 普通県営住宅の借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅

7 団地

13 戸

普通中層耐火住宅

3団地 4戸

2 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種類	名称	位置	戸数
普通高層 耐火住宅	布引住宅	神戸市中央区布引3丁目	1戸
	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	1戸
	武庫川住宅	西宮市高須町2丁目	2戸
	武庫川住宅	西宮市高須町2丁目	4戸
	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	3戸
	武庫川住宅	西宮市高須町2丁目	1戸
普通中層 耐火住宅	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	1戸
	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	1戸
	落合第3住宅	神戸市須磨区中落合1丁目	1戸

3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 6 団地 8戸 普通中層耐火住宅 5戸 5 団地

規

則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第41号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から22の項までを次のように改める。

```
1
か
ら
22
ま
で
```

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款23の項中



を



に、

]	0	. 9299	85, 500

を

	円
0. 9299	85, 500
	0. 9299

に改め、同款26の項中

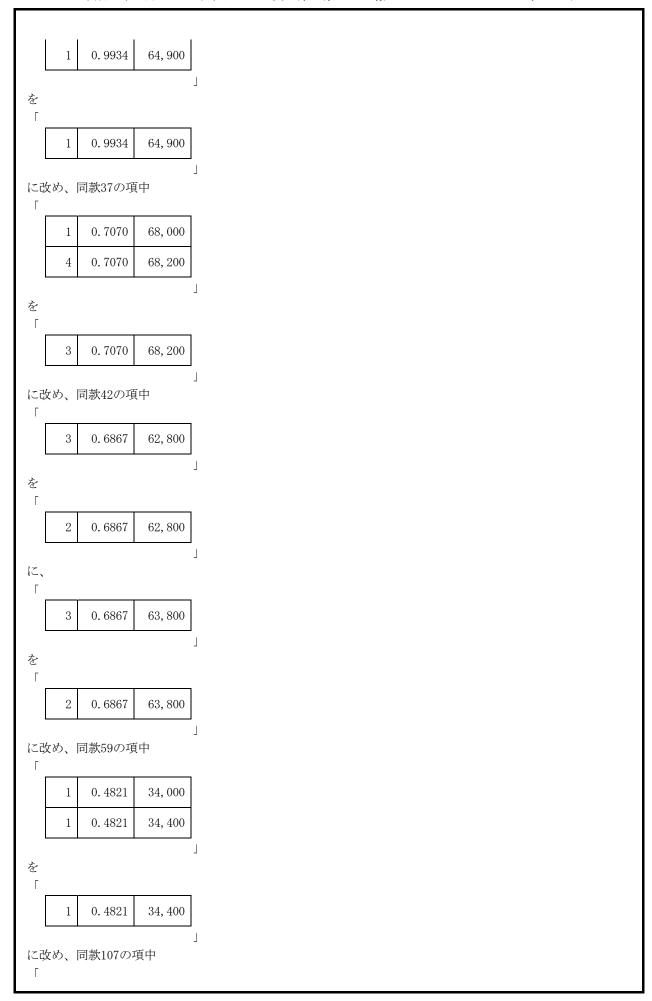
1	0. 9459	82, 300
1	0. 9459	82, 600

を

1	0. 9459	82, 300

に改め、同款28の項中

1	0. 9643	67, 200
-	0.0010	01,200



```
      2
      0.9643
      70,700

      を
      1
      0.9643
      70,700

      に改め、同款に次のように加える。
```

126	30	7	42	布引住宅	神戸市中央区布引 町3丁目	10階建	1	0.8906	55, 300
127	30	7	53	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	11階建	1	0.8883	63, 300
128	30	7	54	武庫川住宅	西宮市高須町2丁	11階建	1	0.8927	57, 800
128	30	1	54		目	14階建	1	0.8927	58, 400
	129 30 7 5					1	0. 9016	57, 900	
190		0 7 5	7 56	武庫川住宅	西宮市高須町2丁目	11階建 14階建 25階建	1	0. 9016	58, 500
129							1	1. 0804	71, 200
							1	1. 0804	73, 500
							1	1. 0282	70,000
130	30	7	7 57 武庫川住宅	7 武庫川住宅	西宮市高須町1丁	18階建 25階建	1	1. 0857	70, 600
					,,,,	1	1. 0857	72, 000	
131	30	7	62	武庫川住宅	西宮市高須町2丁目	12階建	1	1. 0625	72, 900

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項から8の項までを次のように改める。

```
1
から
8
ま
で
```

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款9の項中

```
2 0.9414 70,500
```

を 「 1 0.9414 70,500

に改め、同款24の項を次のように改める。

24 削除

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款42の項中

Γ

1	0. 3905	39, 500
1	0. 4109	40, 200

を 「

1	0. 3905	39, 500
---	---------	---------

に改め、同款69の項を次のように改める。

69 削除

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

80	30	6	52	落合住宅	神戸市須磨区北落 合1丁目	5 階建	1	0.8661	57, 200
81	30	6	55	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	5 階建	1	0.6607	48, 200
82	30	6	60	落合第3住宅	神戸市須磨区中落 合1丁目	5 階建	1	0. 9959	74, 300

附則

この規則は、平成30年6月22日から施行する。ただし、別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から23の項までの改正規定及び同款に次のように加える改正規定は、同年7月21日から施行する。